モザイクアート「大空に夢をのせて」における著作権の取り扱いについて

・応募していただいた作品は、モザイクアートの一部として使用させていただきます。

・作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、主催者（大垣特別支援学校）に譲渡することとする。

・応募していただいた作品を返却することはできません。

・応募していただいた作品及びモザイクアートは、本校が発行する印刷物やホームページ、案内等に許可なく掲載することがあります。

・作品の制作者は応募した作品に関して、著作者人格権を行使しない又は、放棄する。

【参考】

著作権法

第27条（翻訳権、翻案権）

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）

　二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。